

報告第一号

令和六年第一回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和六年二月二十八日提出

大分県教育委員会教育長職務代理者

教育委員 岩 崎 哲 朗



財 第 485 号
令和6年2月19日

大分県教育委員会

教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

- ・令和6年度大分県一般会計予算関係部分
- ・大分県公立学校情報機器整備基金条例の制定について
- ・土地の取得について
- ・損害賠償の額の決定について

2 議案提出県議会

令和6年第1回定例会

教委教改第1716号
令和6年2月21日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

大分県教育委員会

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和6年2月19日付け財第485号で照会のあった上記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

令和6年度当初予算案 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	令和6年度 当初予算案	令和5年度 7月補正後 予算額	差引増減	
3 福祉生活費	2 児童福祉費	26,485	26,404	81	
10 教育費	1 教育総務費	6,732,617	6,610,111	122,506	
	2 小学校費	36,916,399	35,101,693	1,814,706	
	3 中学校費	22,979,057	21,417,050	1,562,007	
	4 高等学校費	33,666,706	27,934,694	5,732,012	
	5 特別支援教育費	11,817,518	11,421,320	396,198	
	7 社会教育費	2,090,375	2,562,118	△ 471,743	
	8 保健体育費	1,544,162	1,326,842	217,320	
11 災害復旧費	4 県立学校施設 災害復旧費	100,000	110,000	△ 10,000	
教育委員会 計		115,873,319	106,510,232	(+8.8%) 9,363,087	
	うち事業費	構成比	(18.5%)	(17.1%)	(+17.9%)
		金額	21,438,169	18,181,788	3,256,381
	うち人件費	構成比	(81.5%)	(82.9%)	(+6.9%)
		金額	94,435,150	88,328,444	6,106,706

令和6年度当初予算案の概要(教育委員会関係) 教育財務課

(単位:千円)

事業名	6年度 当初予算案	5年度 7月補正後予算額	事業概要	所管課
1 特 県立学校給食費無償化事業	36,323	0	保護者の経済的負担を軽減するため、給食を実施する県立学校において、給食費を無償化する。 ・特別支援学校、定時制高校、盲学校、聾学校及び豊府中学校	体育保健課
2 特別支援教育振興事業	11,481	10,021	特別支援学校の教育の充実を図るため、教員の指導力を向上させるとともに、医療的ケアの実施体制を整備する。 【特】 医療的ケアが必要な児童生徒の宿泊学習への支援 など	特別支援教育課
3 日本語指導ステップアップ事業	22,236	12,174	帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実を図るため、小・中・高等学校に日本語指導支援員及びアドバイザーを派遣する。 【特】 日本語指導支援員の拡充(総派遣時間4,880時間→8,920時間) 【特】 高校生の進路支援等を行う母語支援員の派遣	人権教育・部落差別解消推進課
4 特 宇佐・国東歴史文化魅力発信事業	12,133	0	文化財の保存・活用を推進し、訪日外国人等の誘客を図るため、歴史博物館において宇佐神宮創建1300年を契機とした企画展を開催する。	文化課
5 特 世界に羽ばたくアスリート強化事業	20,000	0	トップアスリートの競技力向上を図るため、日本代表候補選手の国際大会出場に要する経費に対し助成する。 ・補助率 3/4 限度額 50万円	体育保健課
6 全国高校総体開催事業	269,287	49,038	北部九州4県(大分県、福岡県、佐賀県、長崎県)で合同開催する全国高等学校総合体育大会の9種目10競技を開催する。 ・県内開催 水泳(飛込・水球)、バレーボール、相撲、柔道、剣道、テニス、自転車(ロードレース)、なぎなた、カヌー	体育保健課
7 未来を創る学力向上支援事業	709,808	837,510	小・中学校での学力向上を図るため、客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定し、組織的な授業改善に取り組む市町村に対し、小学校教科担任制における専科教員等を配置する。 基礎・基本の定着に加え、活用力を把握するため、学力定着状況調査(小5及び中2)を実施する。 【特】 小・中学校を対象としたAPU留学生との交流授業の実施 など	義務教育課
8 特 遠隔教育システム構築事業	100,855	0	どの地域においても生徒の可能性を最大限に伸ばし、多様で質の高い高校教育を提供するため、遠隔教育システムの整備等を行う。 ・令和7年度開始に向けた遠隔授業配信センターの整備(英語、数学など) ・専門科目を実施する学校から地域の学校に遠隔授業を配信(土木、商業など)	高校教育課
9 県立高校未来創生事業	70,473	42,655	今後の社会に求められる人材を育成するため、県立高校の学科改編等に対応した新たな授業展開等に取り組むとともに、全国募集やコミュニティ・スクールの取組を推進する。 【特】 企業等と連携した最先端技術を取り入れた講座の実施(情報科学高校) 【特】 土人材の確保・育成を図る環境整備の実施(大分工業高校) など	高校教育課
10 新時代の学びを支えるICT活用推進事業	337,834	216,316	ICTを効果的に活用した授業改善を図るため、ICT教育サポーターを育成・派遣するプラットフォームや、優良授業事例等を閲覧できるポータルサイトを運営するほか、県立学校のICT機器を整備する。 【特】 児童生徒が学習用端末を安定して利用できるネットワークの整備	教育デジタル改革室
11 いじめ・不登校等対策事業	102,147	81,050	いじめや不登校等を未然に防止するとともに、早期解決や長期的支援を行うため、教育相談体制を強化するほか、ICT等を活用した取組を実施する。 【特】 校内教育支援ルームで学習支援等を行う登校支援員の増員(35人→48人) 【特】 フリースクールでのICT学習支援ツールの活用 【特】 1人1台端末を活用した「心の健康観察」の導入 など	学校安全・安心支援課
12 子ども科学体験推進事業	40,067	42,179	小・中学生の科学に関する好奇心や探究心を育むため、学習機能を持った「体験型子ども科学館O-Labo(オーラボ)」を運営し、企業・大学・高校と連携した科学体験講座を実施する。 ・科学体験講座を開催するサテライトラボ(地域拠点)の実施 【特】 科学や先端技術への興味関心が特に高い子どもを対象とした講座の開設	社会教育課
13 学校部活動改革サポート事業	74,896	51,207	教員の部活動指導の負担軽減と経験者による指導の充実を図るため、部活動指導員を配置するとともに、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、部活動の地域移行等に取り組む。 ・部活動指導員 145人(公立中学校129人、県立高校16人) 【特】 各市町村におけるコーディネータを活用したモデル事業の導入支援 など	体育保健課
14 文化部活動改革推進事業	21,535	7,779	教員の部活動指導の負担軽減と経験者による指導の充実を図るため、部活動指導員を配置するとともに、文化団体等と連携し、部活動の地域移行等に取り組む。 ・部活動指導員 32人(公立中学校26人、県立高校6人) 【特】 各市町村におけるモデル事業の導入・展開支援	文化課
15 県立学校施設整備事業	5,126,839	4,087,778	教育環境の改善を図るため、老朽化した校舎等の新增改築・大規模改造など県立学校の施設や設備の整備を行う。 ・第三次特別支援計画に基づく施設整備(別府地区南石垣支援学校の移転等) ・大規模改造(大分上野丘高校など4校) 【新】 県立学校体育館の空調設備整備(新生支援学校など22校) 〔債務負担行為 1,415,818千円〕	教育財務課

※ 特 は「新規事業」、特 は「新おいた創造挑戦事業」

大分県公立学校情報機器整備基金条例の制定について

教育デジタル改革室

GIGAスクール構想の第2期を見据え、今後、5年程度かけて児童生徒の1人1台端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子どもたちの学びを止めない観点から予備機の整備も進めるため、大分県公立学校情報機器整備基金を設置する。

基金について

- 端末の更新の費用として文部科学省から交付される基金造成経費について、基金を設置する。
 - この基金を用いて、県を中心とした市町村との共同調達を行い、計画的・効率的な端末更新を推進する。
- ※更新予定端末総台数：94,319台（予備機含む）

文部科学省の補助金交付の考え方

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
 - 予備機：15%以内
 - 補助率：3分の2
- ※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象

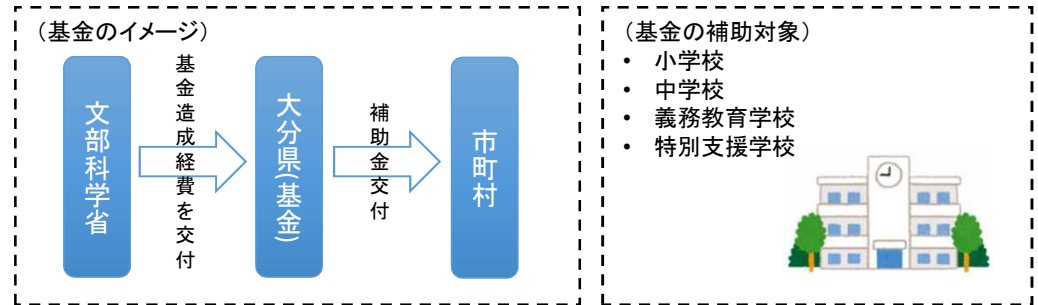
<入出力支援装置>

- 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置（予備機含む）の整備を支援
- 補助率：10分の10

大分県に対する基金造成交付額（見込）

【5年総額：3,568,564千円】

- ✓ 1人1台端末補助費：3,458,364千円 ※R5.2補正で全体の約2割、R6年度に全体の約7割が交付
- ✓ 入出力支援装置：10,200千円 ※R6年度に全額交付
- ✓ 事務費：100,000千円 ※R5.2補正から毎年度20,000千円交付



基金に関する歳入歳出等の状況（見込）

		(千円)						
		R5.2補正	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	合計
歳出	繰入金	-	② 390,040	2,623,450	398,914	87,907	68,253	3,568,564
	1人1台端末	-	370,040	2,593,250	378,914	67,907	48,253	3,458,364
	入出力支援装置	-	0	10,200	0	0	0	10,200
	事務費	-	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
歳入	基金造成額	729,142	③ 2,284,348	398,914	87,907	68,253	0	3,568,564
基金残額		729,142	④ 2,623,450	401,101	97,970	79,542	11,586	
利息（財政単価0.30%）		0	2,187	7,876	1,226	297	239	
基金残額（単年度利息含む）		① 729,142	2,625,637	408,977	99,196	79,839	11,825	
			①-②+③					合計（台）
※参考 更新予定端末台数(予備機含む)		-	10,092	70,725	10,334	1,852	1,316	94,319

文部科学省からの基金造成経費を積立・取崩



令和10年度までに1人1台端末及び入出力支援装置の更新を完了する

大分鶴崎高校第2グラウンド移転に伴う『土地の取得』について

教育財務課

【背景】<大分支援学校>

- 大分市東部地域の人口増及び支援の必要な児童生徒数が増加し、教室不足となったため、現在仮設校舎で対応（大分鶴崎高校第2グラウンドの一部を仮設校舎が占有する状態）
- 新設の中央支援学校開校後も、教室不足が続く見込み

【対応】○大分支援学校に隣接する大分鶴崎高校第2グラウンドを活用し、大分支援学校の整備を検討

- 大分鶴崎高校第2グラウンドを本校に近接する国宗グラウンド（大分市所有地）へ移転（本校との距離1.7km→250m）

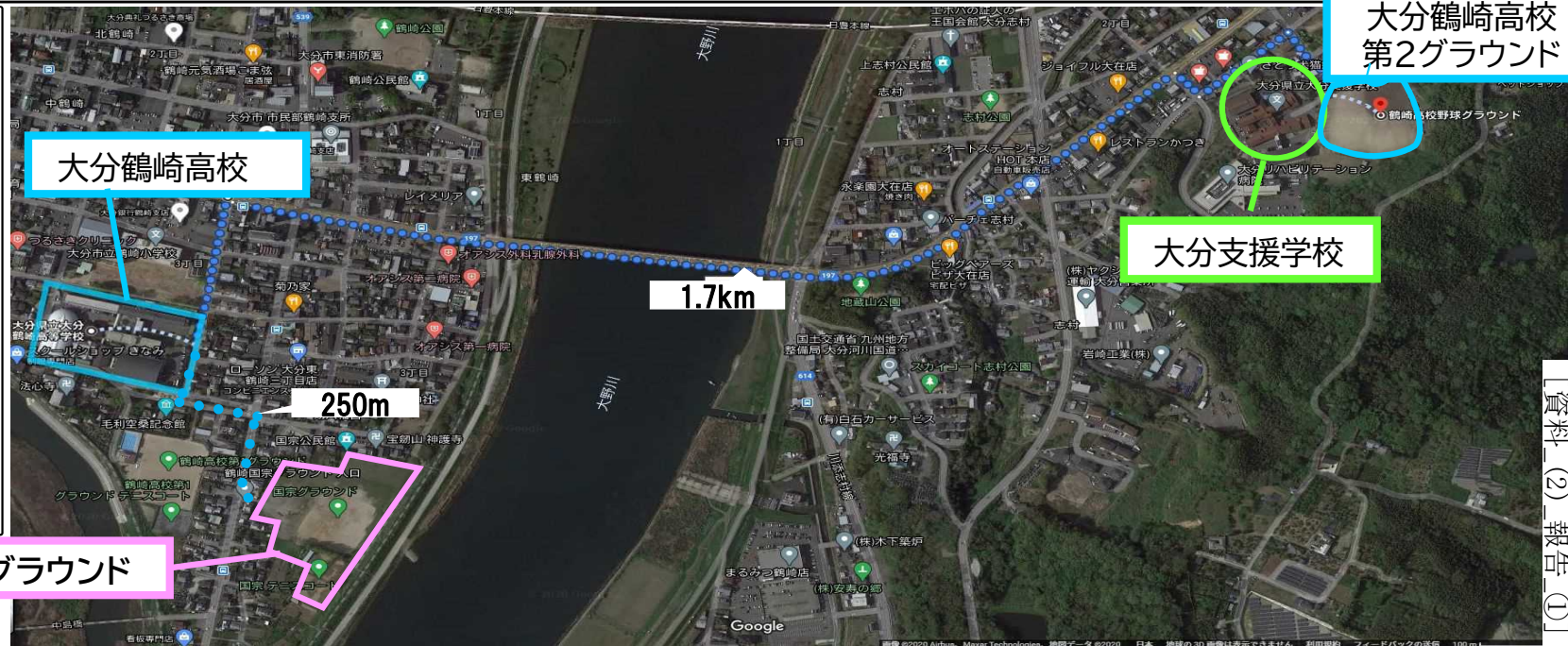
<効果> ①移動時間短縮による活動時間の増加、②移動に伴う交通事故等のリスク軽減、③安全な練習環境の確保、④体育授業等での活用 等 ⇒ **両校における教育環境の向上が図られる**

【経過・予定】

R4.3	(市) 庁内検討委員会において、大分県への売却決定→(県) 国宗グラウンド購入費用をR4予算で措置
R4.5~	(県・市) 地元自治会への説明
R5.2~	(市) 境界確認、測量等の売却準備開始
R6.1~	(県) 土地売買仮契約を締結後、県議会に上程し、本契約移行後、引渡し及び所有権移転登記
R6年度~	(県) グラウンド整備工事を開始→供用開始（令和7年度中）

【土地の概要】

- 所在地
大分市大字鶴崎字国宗町
510番1ほか2筆
- 地目及び面積
雑種地 22,395.19㎡
- 取得予定金額
350,327,115円
- 取得相手方
大分市長 足立 信也
- 取得理由
大分鶴崎高校運動場用地



【資料】(2) 報告 ①

県立別府翔青高等学校 著作権侵害に係る損害賠償について 高校教育課

1 概要

令和3年6月：県立別府翔青高等学校職員が、生徒及び保護者向けに発行している広報物「教育相談だより」を作成する際に、インターネットで検索し、表示されたイラスト画像を無断で使用。学校が同広報物を生徒に配布及び同校のホームページにおいて公開。

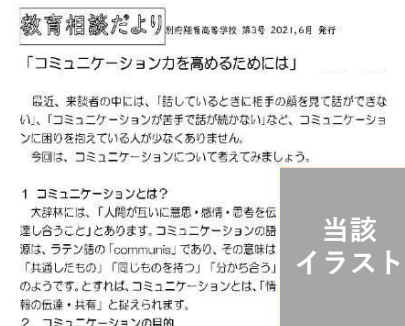
令和5年9月：相手方から同イラストの許諾外利用の連絡と使用料及び支払遅延金が示された文書が届いた。

2 相手方

- ・有限会社ワーハ（著作権利用許諾業務管理会社）
※著作権者から、本件イラストの利用許諾の管理を独占的に受託している。



相手方（ワーハ）ホームページに掲載されているイラスト



別府翔青高校の教育相談だより

3 損害賠償額

- ・今回の案件は、イラストの無断使用による著作権の侵害（著作権法違反）により、著作権者に損害を与えたものである。
- ・相手方から請求を受けた金額125,130円（使用料119,900円、遅延金5,230円）については、相手方の使用規定に定められた金額である。

4 再発防止策

- ①注意喚起文書の発出（「著作権に関する注意喚起（通知）」）
- ②学校ホームページの現状確認及び不要な記事等の削除指示（記事のイラスト、画像、文章などが、著作権侵害に当たらないかを確認）
- ③教職員向け研修の実施（大分県教育センターで実施する各種教職員向け研修にて、著作権に係わる内容の研修を実施）